

生駒市選挙管理委員会告示第82号

生駒市投票区の一部を改正する告示を次のように定める。

平成19年12月2日

生駒市選挙管理委員会委員長 山本 清一

生駒市投票区の一部を改正する告示

生駒市投票区（昭和48年8月生駒市選挙管理委員会告示第29号）の一部を次のように改正する。

本則の表第7投票区の項中「第40投票区」を「第37投票区及び第40投票区」に改め、同表第25投票区の項中「青山台」の次に「、小瀬町の一部（南コミュニティセンターせせらぎ）」を加え、同表第33投票区の項中「第41投票区」を「第25投票区及び第41投票区」に改め、同表第37投票区の項中「西白庭台3丁目」の次に「、上町の一部（生駒市立上中学校）」を加える。

附 則

この告示は、平成19年12月2日から施行する。